

宇部市水道局職員職名規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第二十六号

(目的)

第一条 水道局職員の職名については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(職員の定義)

第二条 この規程において「職員」とは、宇部市職員定数条例（昭和五十三年条例第二号）

第二条第二号に規定する水道局の職員をいう。

(職名)

第三条 職名は、次表のとおりとする。

区分	職名
職員	事務職員 技術職員

2 特にその職務の内容を明らかにする必要がある職種名は、別に定める。

3 嘱託員は、特に必要のある場合は、これを置くことがある。

(補職名)

第四条 局、課、室及び係の管理職にある者については、次表上段の補職名を置き、同表下段の職員をもってこれに充てる。

補職名	職名
副局長	事務職員、技術職員
局次長	事務職員、技術職員
参事	事務職員、技術職員
課長	事務職員、技術職員
室長	事務職員、技術職員
主幹	事務職員、技術職員
副課長	事務職員、技術職員
副室長	事務職員、技術職員
副主幹	事務職員、技術職員
係長	事務職員、技術職員
主査	事務職員、技術職員
主務主任	事務職員、技術職員
主任	事務職員、技術職員

2 前項に定める補職名には、局、課、室及び係の名称を冠するものとする。

(職名の併用)

第五条 職名に関し法令その他特別の定めがあるもので特に必要があると認められるものについては、第三条及び第四条に規定する職名のほか、別に職名を併せて用いることがある。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市上下水道局職員職名規程の廃止)

2 宇部市上下水道局職員職名規程(平成二十六年管理規程第二十一号)は、廃止する。